

令和2年第4回上峰町議会臨時会会議録

会期 令和2年11月27日（金曜日） 1日間 本会議1日

令和2年11月27日第4回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春 2番 大 川 徹 也 3番 原 直 弘 4番 吉 田 豊 5番 田 中 静 雄 6番 原 田 希 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 寺 崎 太 彦 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 総務課副課長 針 長 幸 子 財 政 課 長 坂 井 忠 明
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局主事 松 田 望

議事日程 令和2年11月27日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第56号～議案第59号)
- 日程第5 議案審議
議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第57号 特別職の給与条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第58号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第59号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和2年第4回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回上峰町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番吉富隆君及び8番大川隆城君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。令和2年第4回上峰町議会臨時会の開催をお願いしましたところ、公私ともに大変御多用中にもかかわらず、議員の皆様方には早朝より御参集いただきましたこと、心から感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

今日は、議案が4つございます。どうぞよろしく御審議賜りますことをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

それでは、早速ですが、議案の提案をさせていただきます。

議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされたことに伴い、上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

令和2年11月27日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管副課長より補足説明をいたします。

議案第57号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

人事院勧告を受け、特別職の国家公務員の給与等に関する法律が改正されることに伴い、本町においても特別職の給与条例の一部を改正するものです。

令和2年11月27日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管副課長より補足説明をいたします。

議案第58号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告を受け、特別職の国家公務員の給与等に関する法律が改正されることに伴い、本町においても議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

令和2年11月27日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管副課長より補足説明をいたします。

議案第59号

令和2年度上峰町一般会計補正予算（第5号）

令和2年度上峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,682千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,036,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

以上、4議案を一括して提案させていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より4議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○総務課副課長（針長幸子君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第56号、57号、58号につきまして補足説明をいたします。

まず、簡単に令和2年の人事院勧告について御説明申し上げます。

10月7日、令和2年の人事院勧告が行われ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により勧告の基礎となる民間給与の調査が遅れた関係から、特別給のみ期末手当についてのみの勧告となりました。

内容としましては、期末手当の支給月額を0.05か月分引き下げるとしたものです。

これを受け、内閣府は11月6日、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法案を臨時国会へ提出しています。

佐賀県の動きとしましては、10月23日、佐賀県人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、国と同様、期末手当の支給月額を0.05か月分引き下げる勧告を行いました。

それを受け、佐賀県では11月26日、一般職、特別職、県議会議員について期末手当の支給割合を0.05か月引き下げる議案を議会に対し提出しております。

本町における給与は佐賀県に準拠しているため、佐賀県と同様の内容にて条例改正を提案

しております。

次に、定例議会ではなく臨時議会にて提案させていただきました理由について御説明いたします。

期末手当の受給権が基準日である12月1日に発生すると考えられますので、条例改正は基準日より前に行う必要があります。なぜかと申しますと、法令を遡って適用する、いわゆる遡及適用は既に発生し成立している状態に対し、後から規制を加えて法律関係を変更するものであり、法的安定性を損なう危険があることから、一般的には国民に利益をもたらす場合にのみ許され则认为られています。

今回の改正は、期末手当の支給割合を引き下げ、その支給額を減じさせるもの、すなわち不利益をもたらすものですので、前述の遡及適用が許容される場合に該当しません。

憲法で遡及処罰が明確に否定されている刑罰規定を除いては、不利益不遡及の原則は必ずしも絶対的なものとは言えない面もありますが、職員給与は条例で定めなければならない、条例に基づかない限り支給することができないとされています。これは、職員にとって、条例の定めるところにより給与を受ける権利が保障されていることを意味するものであることから、その権利を侵害するような不利益不遡及は原則的に行うことができないとするのが一般的な考え方であると思われます。このような理由により、臨時議会にて提案させていただきました。

さて、個別の議案について御説明いたします。

まず、議案第56号をお手元に御用意ください。

議案第56号では、一般職の令和2年12月期の期末手当につきまして、1.375月から0.05か月を引き下げました1.325月としており、年間2.6月の支給月額を2.55月と改正しております。

また、令和3年度からは、6月期、12月期を平準化し、いずれも1.2、1.275月の支給月額としております。

平準化しました理由につきましては、人事院において6月と12月を均等に配分する旨の勧告がなされたからであります。

続きまして、議案第57号について御説明いたします。

議案第57号をお手元に御用意ください。

この改正では、特別職の令和2年12月期の期末手当につきまして、現行の1.775月から0.05か月を引き下げました1.725月としており、年間3.4月の支給月額を3.35月と改正しております。

令和3年度からは、6月期、12月期を均等に配分し、いずれも1.675月の支給月額としております。

議案第58号につきましては、議会議員の期末手当につきまして、議案第57号の特別職と同様の改正をしております。

私のほうからの補足説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第59号につきまして補足説明をいたします。

お手元に予算書を御用意ください。

予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の18. 繰入金、補正額、減額の1,682千円、計3,916,375千円。

歳入合計、補正額、減額の1,682千円、計13,036,640千円。

続きまして、歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額、減額の179千円、計73,139千円。

款の2. 総務費、補正額、減額の5,606千円、計8,248,848千円。

款の3. 民生費、補正額、減額の505千円、計1,401,182千円。

款の4. 衛生費、補正額、減額の90千円、計598,732千円。

款の6. 農林水産業費、補正額2,727千円、計387,242千円。

款の8. 土木費、補正額、減額の166千円、計577,483千円。

款の10. 教育費、補正額2,137千円、計720,451千円。

歳出合計、補正額、減額の1,682千円、計13,036,640千円。

今回の補正予算につきましては、期末手当の0.05月分の減額を主な内容とする人事院勧告を受けまして、町給与条例等の一部改正に合わせ、必要となる費目間の調整と当該手当の減額のみを行う内容となっております。

以上で議案第59号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第56号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第57号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第57号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第57号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第58号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第58号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第58号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第59号

○議長（中山五雄君）

日程第8．議案審議。

議案第59号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（大川徹也君）

一般会計補正予算ですが、ページ数でいうと10ページです。一番最後のページですが、歳出の款の10．教育費、目の5．ふるさと学館費、そして、節の2．給料1,428千円ですが、この内容ですね、何に対するものなのかを教えてください。

○総務課副課長（針長幸子君）

大川徹也議員の質問にお答えします。

こちらに関しては、10月に採用しました職員の配置が、こちらの当該款のほうに異動しま

したので、そちらのほうの補正をしているものです。

○2番（大川徹也君）

多分ですが、これは10月からふるさと学館で行われている児童教室の職員さんの手当の分かなと思っているんですが、間違いないですか。

○総務課副課長（針長幸子君）

ふるさと学館費におきましては、10月採用の職員の分となっております。

○2番（大川徹也君）

新しくふるさと学館の職員として任用をされたということですが、就かれている職務は何か。

○総務課副課長（針長幸子君）

新しく就かれた職につきましては、文化財のほうの担当となっております。

○2番（大川徹也君）

内容は承知しました。

終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

4ページの中段、総務費の中の給料のマイナス2,776千円、続いて、6ページの民生費、上段ですけど、給料の58千円と、並びに8ページの一番下段ですね、10の1の給料の1,290千円、これは減と増えた理由を教えてくださいよろしいですか。

○総務課副課長（針長幸子君）

質問にお答えします。

総務費の減額につきましては、新規採用、10月の中途採用職員の人件費をまず総務費に組んでいたことから、そこから発生しました異動につきまして、そこに配置しました職員につきまして、当該科目のほうへ補正予算をしております。

6ページの民生費、一般職給の58千円につきましては、こちらの款の中で職員が教育委員会のほうへ異動したものと新規職員が入ってきたものとありましたので、その分の差額が補正となっております。

以上です。

○財政課長（坂井忠明君）

原議員の御質問でございますが、基本的には人事異動が間で起こっておりますので、その分をまずやらないことには当該期末手当等の減額のほうがうまくスムーズにいかないというところもございます、基本的には異動による分でございますので、何か給与の額が増えたとか、そういったことではございません。費目間の調整を行ったということでございますの

で、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○3番（原 直弘君）

人事異動に伴うもので全部給料が移動させたということで、理解いたしましたので、この質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第59号の質疑を終結いたします。

日程第9 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第9．討論・採決。

議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして会議を閉じます。

令和2年第4回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。
大変お疲れさまでした。

午前9時53分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上 峰 町 議 会 議 長 中 山 五 雄

上 峰 町 議 会 議 員 吉 富 隆

上 峰 町 議 会 議 員 大 川 隆 城